

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第29回）開催結果概要

1 日時

平成21年3月18日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高口秀章，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第二課長，吉崎佳弥総務局参事官，
手嶋あさみ民事局第一・三課長，齊藤啓昭刑事局第一・三課長，
春名茂行政局参事官，小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）第3回報告書の骨子案のたたき台に関する意見交換

ア 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因並びに医事関係訴訟及び建築関係
訴訟の長期化要因について

手嶋民事局第一課長から，民事訴訟事件一般に共通する長期化要因並びに
医事関係訴訟及び建築関係訴訟の長期化要因について，新たに検討した点を
中心とした説明がされた。

（中尾委員）

当事者の訴訟準備や訴訟活動等が不十分であるのはまれであり，民事訴
訟事件で審理が長期化する主要な要因は，事案が複雑であるなど事件その
ものに特殊性がある場合である。したがって，争点整理の長期化に関連す
る主な要因としては，まず主張整理が長期化しがちな類型を述べてから，
当事者の訴訟準備や訴訟活動等の要因を述べるべきと思われる。

(菅野審議官)

当事者の訴訟準備及び訴訟活動並びに裁判所の訴訟指揮といった要因は、あらゆる事件類型に共通する総論的なものなので、個別の事件類型を検討する前に論じることとした。たたき台ではその趣旨が必ずしも明らかではないということであれば、書きぶり等を工夫したい。

(山本委員)

和解のために審理が長期化する場合も相当数あると思われるので、長期化要因の分析の中では、和解についても言及すべきである。

(菅野審議官)

弁護士ヒアリングでも、和解の見込み等に関する認識が当事者と裁判所の間で食い違う場合があるなどと指摘されたので、裁判所の訴訟指揮の部分に和解に関する論述を組み込むなど、検討したい。

(仙田委員)

建築関係訴訟において、専門委員を活用した場合には審理期間が短くなるといった傾向は認められるのか。

(手嶋民事局第一課長)

専門委員の有無別の平均審理期間を掲載する。もっとも、専門委員の有無と審理期間の関連性を見出すことは難しいと思われる。

(仙田委員)

今後は、建物の新築よりも改修が行われることが多くなると思われるが、改修に関する紛争で十分な契約書が存在しない場合にも紛争解決が困難になると思われる。報告書では、建物の改修に関する紛争でも契約書の不備という問題があることを警告しておくことはできないか。

(菅野審議官)

建物の改修における契約書の不備の問題につき言及することはもちろん可能であるが、事務局の方ではご指摘の点に関する資料等を持ち合わせて

いないため、直ちに掘り下げた論述をするのは難しい。

(中尾委員)

迅速な進行を困難にする裁判所の訴訟指揮として、裁判官が積極的に争点整理に関与するのをためらうことがある旨述べられており、その背景事情として、弁護士の訴訟技術の巧拙で訴訟の結論が決まるのは相当ではないなどといった裁判官ヒアリングでの指摘が挙げられている。しかし、このような背景事情は、求釈明等、裁判官が積極的に関与する方向に働くものではないか。

(菅野審議官)

迅速な進行を困難にする裁判所の訴訟指揮は、争点整理が十分に行われていない事案に関する問題意識から論じたものであるが、ご指摘の記載は、裁判所の積極的釈明が必要な場面をどのように考えるかという論点が混同してしまったものである。これらの問題意識を整理して検討したい。

(秋吉委員)

たたき台では、長期化要因を統計等で実証的に分析するとともに、背景にある社会的事情についても分析した面があるように感じた。第3回報告書では、このような社会的事情についても分析を深めた旨を明記しておく、その対応策等、今後の迅速化検証にもつなげやすいのではないか。

医事関係訴訟について、原告側のサポート態勢が充実している庁の状況がコラムで紹介されているが、専門性に関する裁判所側の対応として、医事集中部がある庁とない庁との比較も行い、医事集中部の効用も合わせて紹介した方がよいように思われる。

イ 知的財産権訴訟、労働関係訴訟等の長期化要因について

春名行政局参事官から、知的財産権訴訟、労働関係訴訟等の長期化要因について、新たに検討した点を中心とした説明がされた。

ウ 公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況について

齊藤刑事局第一課長から、公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況について、新たに検討した点を中心とした説明がされた。

(二島委員)

今後の分析のためには、データの母数となった事件数等についても説明しておいた方がよいと思われる。

エ 遺産分割事件等の長期化要因について

小田家庭局第一課長から、遺産分割事件等の長期化要因について、新たに検討した点を中心とした説明がされた。

(高橋座長)

遺産分割事件において、申立ての受理から第1回期日までに時間を要するとの点は、これを示す統計データがあるのか。

(小田家庭局第一課長)

統計データはないが、東京家裁本庁で遺産分割事件のみを受け付けている専門部での実情を聴取した結果等に基づくものなので、遺産分割事件では第1回期日までに時間を要する傾向があると考えている。

(山本委員)

離婚の訴えに係る人事訴訟において、親権者の指定をすべき子がある場合には、誰が親権者となるかを巡って争いが激化し、家裁調査官の調査にも時間を要すると思われるにもかかわらず、親権者の指定をすべき子がある場合とない場合とで平均審理期間に違いがないのはなぜか。

(小田家庭局第一課長)

家裁調査官の調査を人証調べと並行して行うことが多いため、家裁調査官の調査による平均審理期間への影響はあまり大きくないことや、家裁調査官の調査に要する期間が短縮されていることから、親権者の指定をすべき子がある場合でも、審理期間はそれほど長くならないと考えられる。

オ その他

(酒巻委員)

第3回報告書は、第2回報告書よりページ数が増えるのか。

(菅野審議官)

事件概況に関する部分は、継続的な統計データとしての価値があるので、第2回報告書よりも大幅にページ数を減らすことはできない。長期化要因の分析に関する部分は、ヒアリング結果の紹介や公判前整理手続に関する部分も付加されることになる。ただし、レイアウトの工夫等により、第3回報告書が、第2回報告書に比べてあまりにも膨大なものにならないようにしたい。

たたき台では、冒頭部分で本報告書の概要を述べ、分析部分でも長期化要因等を詳細に説明しており、内容が重複している。また、ヒアリング結果と民事訴訟事件一般に共通する長期化要因も、内容が重複する部分が多い。このような重複を解消する方策も検討しているところである。

(秋吉委員)

民事訴訟事件一般に共通する長期化要因以降は読みやすかったが、ヒアリング結果等それ以前の部分は、論述の場所や順序が適当か戸惑いを覚えた。

(中尾委員)

実務家としては、長期化要因のみならず、過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除いた傾向についても関心がある。迅速化検証の統計データは、民事訴訟の実務等を講演する際に引用されることも多く、それ自体価値のあるものである。第3回報告書で長期化要因の分析のみを強調することには消極である。

(秋吉委員)

過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除いた傾向を始めとする統計データの分析も重要であることは、同感である。

(菅野審議官)

第3回報告書では、統計データやヒアリング結果といったある程度客観性の高いものを最初に記載し、これらを前提として長期化要因の分析等を行うという構成を維持したい。もっとも、委員が指摘されるような読みにくさがあることは間違いないので、何らかの工夫を考えたい。

(2) 今後の予定について

次回以降の検討会は、事務局において日程調整を行うこととなった。

(以上)